**別紙**

***事故住宅について***

**○事故住宅とは、**

**事故住宅（事故物件）とは、前入居者のときに、孤独死など、室内で人が亡くなった等の住宅です。次の入居者が入居するまでに修繕を行い、仕様については他の住宅と変わりません。**

**○お申し込みについて**

**・事故住宅であることを十分ご理解頂いたうえ、お申し込みください。事故等の具体的な状況(病死、自殺、事件、死亡事故等)については一切お答えできません。**

**・入居決定後、事故住宅であることを承知して入居する「同意書」を提出していただきます。**

**※入居後は、いかなることがありましても事故住宅であることを理由に、他の住宅へのあっせん、当該住宅への処置・対応、家賃等の減免を受けることはできませんので、ご承知おきください。**